

2月3日 記者会見の発表まで
非公開

令和7年1月27日
部長会議 資料

盛土規制法の規制区域（案）に対する (宅地造成及び特定盛土等規制法)

市民意見等の募集（パブリックコメント）の結果 及び規制区域の決定について

建設部 建築指導課 盛土規制対策準備室

(1) 実施概要

募集期間	令和6年11月1日(金)から12月2日(月)まで
公表方法	記者会見、広報ながの11月号、市ホームページ、窓口での閲覧
閲覧・用紙 配布場所	市役所建築指導課、各支所、行政資料コーナー、ホームページ
提出方法	ながの電子申請サービス、郵送、FAX、Eメール、持参

(2) 実施結果

- ・意見等の提出者数 2名
- ・意見等の件数 2件

【意見等に対する対応】

対応区分	対応方針	件数
1	規制区域(案)を変更する。	0件
2	規制区域(案)に盛り込まれおり、修正しない。	0件
3	規制区域(案)を修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。	0件
4	検討の結果、規制区域(案)を修正しない。	0件
5	その他(質問への回答、状況説明など)	2件
合計		2件

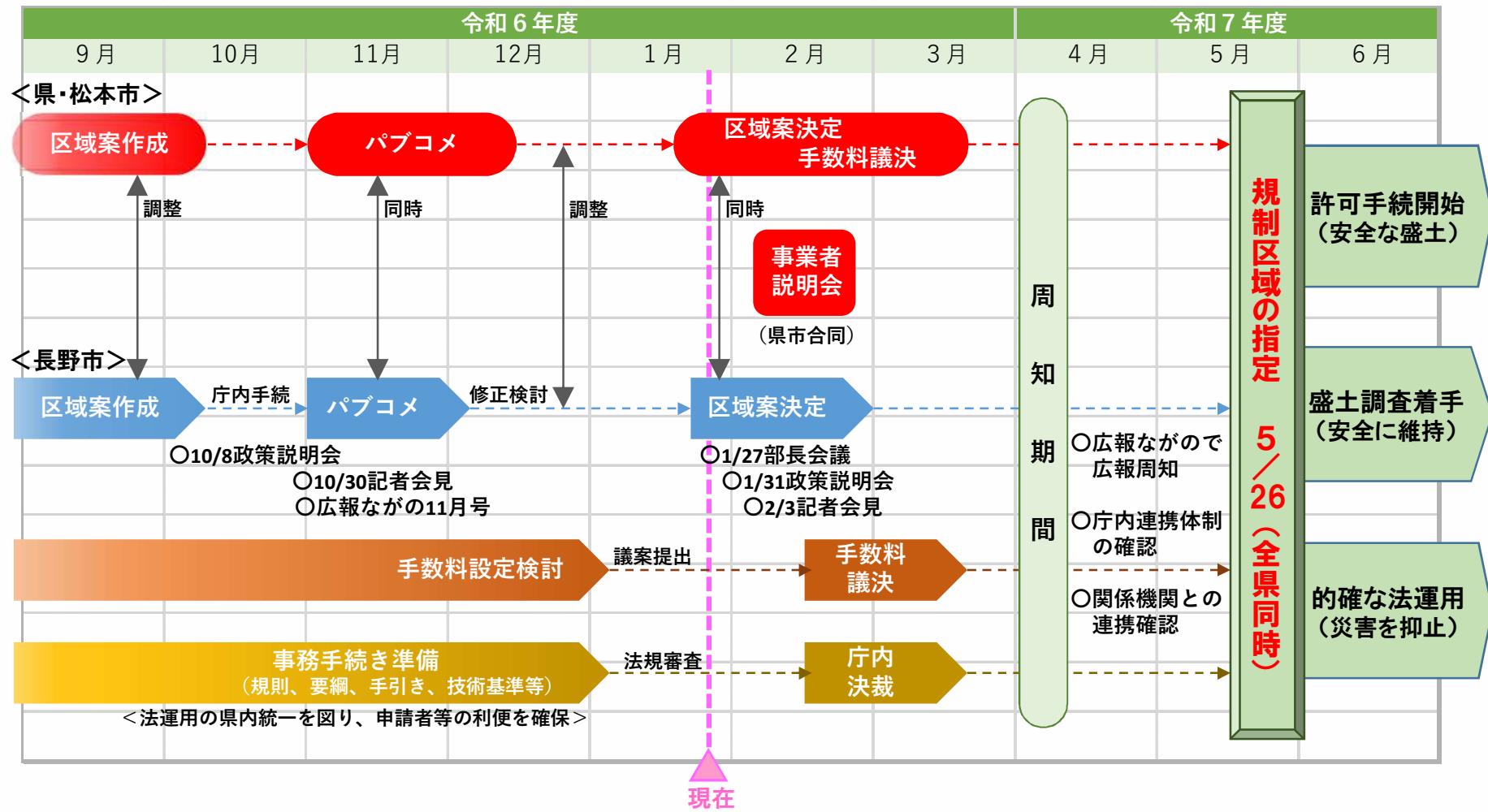
※規制区域（案）の変更及び修正はありません。

(3) 意見等の内容と市の考え方

【対応区分5】 その他(質問への回答、状況説明)

	意見等の内容	市の考え方
(1)	自社の管理地（特定盛土等規制区域）で建設残土の受入を計画（盛土面積1,700m ² 、高さ5m未満）しているが、必要な手続きを確認したい。	当該事業の開始時期等により、必要な手続きが異なります。今後、申請の手引き等を作成の上、ご案内しますので改めてご相談ください。
(2)	許可基準に合っていれば、許可は下りてしまうので、山間部の崩壊履歴のある場所は、盛土の規制（許可制）ではなく盛土を禁止すべきだと思う。	盛土規制法は、全国一律で規制区域内で行われる盛土等を許可対象とすることにより、盛土等に伴う災害の防止の措置を図る法制度です。 規制区域の指定と法運用の開始により、盛土等の安全性を担保してまいりますので、ご理解をお願いします。

令和7年5月26日の法運用開始を見据えた準備を整える



①令和6年9月 市議会定例会

意見等の内容	市の考え方
<p>盛土規制法の法運用に向けた<u>本市の対応と今後の取組</u>について伺う。また、<u>大規模盛土造成地の対応状況</u>についても伺う。</p>	<p>県、松本市と歩調を合わせて規制区域（案）についてパブリックコメントを実施し、<u>年度内に規制区域を決定して来年5月には法運用を開始</u>したい。また「既存盛土等調査」の実施に合わせ、<u>大規模盛土造成地の調査が実施できるよう検討</u>していく。</p>
<p>大岡甲地区にある盛土は、<u>盛土の総点検の対象だったのか</u>。</p> <p>下流の住民が不安を感じているので、不安が払拭できるよう対応をお願いする。</p>	<p>当該盛土は、<u>総点検実施時点では対象となっていた</u>なかった。</p> <p>しっかり対応したい。</p>
<p><u>土捨て場が不足している</u>と聞いているが、どのように考えているか。</p> <p>事業者の意見とすり合わせしてほしい。</p>	<p>盛土規制法は、<u>盛土の禁止ではなく、安全な盛土を造成することを目的</u>としており、パブリックコメント等の実施にあたっては、関係事業者の意見も十分にお聞きして対応したい。</p>

②令和6年10月 政策説明会・補足説明会での意見（抜粋）

意見等の内容	市の考え方
住民感覚として、 <u>自分の土地が規制されるという視点</u> からすれば、手続に手間が増えるなど <u>反対の意見</u> があるのではなか。	これまで特に基準がなく盛土等が行われてきたものが、 <u>今後はきちんと審査され、安全であることが確認できる</u> ということで、ご理解いただけるようにしたい。
昨今、残土の処分先確保が課題となっているが、 <u>残土処分場も許可対象となるか</u> 。	<u>建設残土の処分場は、規制対象となるが、公共工事における残土処分先の確保、安全対策は今後も課題である</u> 。
信州新町の廃棄物焼却施設で地元の反対運動が起きている。長野広域連合の <u>最終処分場は法適用の対象となるのか</u> 。	<u>産廃施設は規制対象案件にならない</u> 。
<u>法適用することで、逆に盛土がしやすくなる</u> とか、お墨付きを与えてしまうことにならないか。 気候変動が激しくなっていく中で、想定外でしたという言い訳では済まされない。 <u>盛土を一切禁止するような区域として指定すべきではないか</u> 。	財産権との兼ね合いもあり、盛土等防災マニュアルに規定されている技術基準に適合し、 <u>安全と判断される行為を制限（禁止）することは法律上難しい</u> 。